

00457

事業報告書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人なかそねひふ科クリニック
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 石川県野々市市横宮町 67 番 1 号 ヴィテンののいち 1F
- (3) 設立認可年月日 平成 30 年 4 月 4 日
- (4) 設立登記年月日 平成 30 年 4 月 6 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	なかそねひふ科 クリニック	石川県野々市市横宮町 67 番 1 号 ヴィテンののいち 1F	無床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4 年 5 月 25 日 令和 3 年度（令和 4 年 3 月期）決算の決定

令和 5 年 3 月 24 日 令和 5 年度（令和 6 年 3 月期）の事業計画及び収支予算の決定

医療法人なかそねひふ科クリニック
石川県野々市市横宮町 67 番 1 号 ヴィテンののいち 1F

※医療法人整理番号 00457

財 産 目 録
(令和 5 年 3 月 31 日現在)

1. 資 産 額	37,068 千円
2. 負 債 額	22,989 千円
3. 純 資 産 額	14,079 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	33,175
B 固 定 資 産	3,893
C 資 産 合 計 (A + B)	37,068
D 負 債 合 計	22,989
E 純 資 産 (C - D)	14,079

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式4-2

医療法人なかそねひふ科クリニック

※医療法人整理番号 00457

石川県野々市市横宮町67番1号 ヴィテンののいち1F

貸 借 対 照 表
(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	33,175	I 流 動 負 債	2,989
II 固 定 資 産	3,893	II 固 定 負 債	20,000
1 有 形 固 定 資 産	3,036	(うち医療機関債)	(一)
2 無 形 固 定 資 産	10	負 債 合 計	22,989
3 そ の 他 の 資 産	847	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	(一)	科 目	金 額
		I 基 金	10,000
		II 積 立 金	4,079
		(うち代替基金)	(一)
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	—
		純 資 産 合 計	14,079
資 産 合 計	37,068	負 債 ・ 純 資 産 合 計	37,068

様式5-2

医療法人なかそねひふ科クリニック
石川県野々市市横宮町67番1号 ヴィテンののいち1F

※医療法人整理番号 00957

損 益 計 算 書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	51,452
2 事業費用	53,920
本来業務事業損失	2,468
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	—
2 事業費用	—
附帯業務事業利益	—
事業損失	2,468
II 事業外収益	5
III 事業外費用	—
経常損失	2,463
IV 特別利益	—
V 特別損失	—
税引前当期純損失	2,463
法人税等	71
当期純損失	2,534

監 事 監 査 報 告 書

医療法人なかそねひふ科クリニック

理事長 中曾根 裕子 殿

私は、医療法人なかそねひふ科クリニックの令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月10日

医療法人なかそねひふ科クリニック

監事 金子 仁哉